

Vol.155

今回は 法律

相談事例
紹介

会員相談室

相談委員 西尾 政行 (弁護士)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



相続人の一人と連絡が取れない場合の遺産分割の進め方

事例 1

被相続人は甲、法定相続人は乙、丙及び丁（いずれも甲の子）の3名である。主な遺産は自宅土地建物と預貯金である。遺言書はない。乙と丙はなるべく早めに遺産分けをしたいと考えているが、丁の連絡先がわからない。今後、どのように進めて行くべきか。

回答

以下の手順に従って進めるべきである。

- ① 丁の戸籍の附票を取得してその住所を確認したうえで、連絡書を送付する。
- ② 丁から反応があった場合は乙丙間で遺産分割協議を試みる。
- ③ 丁から反応がない場合や、遺産分割協議がまとまらない場合は家庭裁判所に遺産分割の審判または調停の申立てをする。
- ④ 丁への連絡書が宛先不明等で返戻されてしまうなど、丁の住所が不明である場合は、家庭裁判所に丁の不在者財産管理人の選任申立てをする。
- ⑤ 長期間にわたり丁の生死が不明である場合は、③や④の手続を取る前に、丁について失踪宣告の申立てを検討する。

検討

1 共同相続と遺産分割

相続人が複数存在する場合を共同相続という。相続人が複数あるときは、相続財産はその共有に属するが（民法898条）、この共有状態は、遺産分割が行われるまでの過渡的暫定的な措置であり、相続人は、分割を禁止する旨の遺言や審判による特別の定めがない限り、いつでも自由に遺産分割を請求することができる。

遺産分割は、第一に、遺言による分割方法の指定があればそれに従う（指定分割、民法908条）。遺言による指定がない場合は、第二に、共同相続人の協議による（協議分割、民法907条1項）。協議が調わないか、協議することができないときは、第三に、相続人の申立てによって家庭裁判所による遺産分割が行われるが（審判分割、民法907条2項）、家庭裁判所は、通常、遺産分割の審判に先立って調停による遺産分割を試みる（調停分割、家事事件手続法274条1項、別表第2第12項）。

本件では、被相続人甲が遺言書を作成していないため、遺産分割をするには、まず、共同相続人全員による遺産分割協議の成立に努めるべきことになる。なお、分割の協議には共同相続人全員の参加が必要であり、一部の相続人を除外してなされた分割協議は無効である。

2 連絡先不明の相続人がいる場合

連絡先がわからない相続人がいる場合は、まず、当該相続人の戸籍の附票を取得してその住所を確認すべきである。なお、当該相続人（本件における丁）の戸籍の附票は、他の相続人本人（本件における乙又は丙）が取得できるほか（住民基本台帳法20条3項）、他の相続人から相続税の申告を受任した税理士も職務上請求書によりこれを取得することができる（同条4項、12条の3第3項）。

本件においても、まずは丁の戸籍附票を取得してその住所を確認したうえで、丁に対して、被相続人甲の氏名、死亡年月日、遺産の概要等を記載するとともに、遺産分割協議に協力してもらいたい旨を記載した連絡書面を送付し、丁から遺産分割協議に応じる旨の回答があった場合には、乙丙丁全員で遺産分割協議を行うことになる。

3 遺産分割協議ができない場合

丁に対して連絡書面を送付したにもかかわらず何らの反応がない場合や、丁が遺産分割協議に非協力的な場合は、家庭裁判所に遺産分割の審判または調

停を申し立てる。

遺産分割審判の申立ては、相続が開始した地（被相続人の死亡地）を管轄する家庭裁判所に申立書を提出することによって行う（家事事件手続法191条1項）。なお、遺産分割審判の申立てをした場合でも、裁判所は、当事者の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を調停に付することができる（付調停、家事事件手続法274条1項）。

初めから遺産分割調停を申し立てる場合は、相手方（本件においては丁）の住所地を管轄する裁判所に申立書を提出する（家事事件手続法245条1項）。

4 居所がわからない場合

丁に送付した連絡書面が宛先不明等の理由で返戻されてしまうなど、丁の住所がわからない場合は、仮に遺産分割審判等の申立てをしたとしても、裁判所からの書類を丁に送達することができず、手続を進めることができないことになる。

このような場合は、丁を不在者とする不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てることになる（民法25条1項）。この選任申立ては、不在者たる丁の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要がある（家事事件手続法145条）。なお、申立人は、不在者財産管理人の候補者を裁判所に上申することも可能であるが、当該候補者が選任される保証はない。まして不在者と利害関係が対立する者（本件では乙や丙及びこれらの者と密接な関係がある者）が選任される可能性は極めて低く、このような場合は当事者と利害関係のない弁護士が選任されることが多いと思われる。

丁について不在者財産管理人が選任された場合は、同管理人を相手として、遺産分割協議をすることになる。ただし、不在者財産管理人は、民法103条に規定する行為（保存行為及び物又は権利の性質を変えない範囲内においてその利用又は改良を目的とする行為）以外の行為については家庭裁判所の許可を得る必要があるところ（民法28条）、遺産分割協議は処分行為であるため、通常は家庭裁判所の許可が必要になる。

丁の不在者財産管理人との間で遺産分割協議を成立させることができない場合は、当該管理人を相手方として、遺産分割審判または遺産分割調停の申立てをすることになる。

5 長期間にわたり生死不明である場合

丁について、その住所・居所がわからないだけでなく、長期間にわたってその生死も不明である場合は、上記の各手続を取る前に、丁について失踪宣告の申立てをすることを検討するべきである。丁について失踪宣告がなされれば死亡したものとみなされるため、丁を遺産分割協議の対象から外すことも可能になるからである。

もっとも、甲を被相続人とする遺産分割協議において丁を排除することができるのは、丁が死亡したとみなされる時期が甲の死亡日より前である場合に限られ、また、その場合でも、丁の代襲相続人（民法887条2項・3項、889条2項）が存在する場合は、当該代襲相続人を遺産分割協議に参加させる必要がある。

失踪宣告の申立ては、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所に申立書を提出する必要がある（家事事件手続法148条1項）。失踪宣告がなされるための要件は、不在者の生死が「7年間明らかでないとき」であり（民法30条1項）、その期間が満了したときに死亡したものとみなされる（民法31条）。

失踪宣告手続においては、家庭裁判所は、「不在者は一定の期間までにその生存の届出をすべきこと」その他の法律で定める事項を公告する必要がある、かつ、その公告期間は3カ月以上とされており、

この期間が経過しなければ失踪宣告の審判をすることができない（家事事件手続法148条3項）。



死亡した株主に相続人がいない場合の処理

事例 2

A社（株式譲渡制限会社）の株主である戊が死亡した。戊には法定相続人がおらず、遺言書もない。戊が保有していた株式はどうなるのか。A社はどう対応するべきか。

回答

戊の相続財産は当然に相続財産法人となり、A社株式も当該相続財産法人を構成する財産の一つとなる。

A社としては、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てたうえで、当該管理人に他のA社株主に戊名義株式を売り渡すよう求めるか、または、A社への株式売渡請求をすることが考えられる。

検討

1 相続財産管理人の選任

相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は当然に法人となるので（相続財産法人、民法951条）、戊に相続人がいない場合は、戊名義のA社株式も当該相続財産法人を構成する財産の一つとなる。

もっとも、相続財産法人は観念的存在であり、そのままでは遺産の処理をすることができない。そこで、利害関係を有する者は、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てたうえで（民法952条）、選任された相続財産管理人に対して必要な請求等を行うことになる。なお、申立人は、相続財産管理人の候補者を裁判所に上申することは可能ではあるが、当該候補者が選任される保証はないことや弁護士が選任されることが多いことは不在者財産管理人の場合と同様である。

相続財産管理人は、相続債権者等に対する弁済、相続人の搜索等の事務、特別縁故者に対する財産の分与等の事務を行い（民法953条～958条の3）、それでも処分されなかった相続財産は、最終的に国庫に帰属することになる（民法959条）。

2 戊名義の株式の処理

A社としては、まず、家庭裁判所に利害関係人として戊の相続財産管理人の選任を求めるべきである。戊の遺産については、A社の株式を含め、相続財産管理人が処分することになる。現実的には、相続財産管理人がA社の他の株主に対して戊名義株式の買取を打診することになる。

A社の他の株主の中に戊の株式を買い取る者がいない場合は、A社自身が戊の相続財産管理人に対して戊名義の株式を売り渡すよう請求することが考えられる。ただし、A社が株式売渡請求をするには、その旨の定款の規定があることが必要であり、また、A社が戊について相続があったことを知った日から1年以内に株式売渡請求をすることが必要である（会社法174条～176条）。

この場合の株式の売買価格は、A社と戊の相続財産管理人との協議によって決まるが（会社法177条1項）、協議が調わないときは、裁判所に対し売買価格の決定の申立てをすることになる（同条2項）。

注) 内容は、令和4年3月14日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。